

■ 情緒障がい等のお子さんのための特別支援教室

知的な能力に遅れはないが、様々な障がい特性や能力等の偏りから、通常の学級での授業参加が難しい児童生徒に対して、集団参加と社会性の育成をねらいとした支援と指導を行います。

集中力が乏しい、友だちとの関わりが難しい等の情緒面の課題に対して、個別指導とグループ活動を行います。拠点校（下表参照）の巡回指導教員が、お子さんの在籍している学校の特別支援教室を巡回して、週に1回、2時間ほどの巡回指導を計画的に行います。

対象となる児童生徒は？

通常の学級に在籍していて知的障がいや知的な遅れはないが、情緒障がいや他の発達障がいを有していて、学校生活の中の一部で、特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

自閉症 (ASD)	情緒障害	学習障害 (LD)	注意欠陥多動性障害 (ADHD)
円滑な人間関係ができない、他者が考えていることの推測が苦手等の特性が見られ、一部特別な指導を必要とする児童生徒	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒	聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童生徒	年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童生徒

どのような指導をするの？

一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に即した指導目標を設定し、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。なお、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

- ・自分が得意なこと、不得意なことを知る
- ・円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付ける
- ・学校の決まりや良好な対人関係を維持するために必要なスキルを身に付ける
- ・自分のやるべきことに集中して取り組む力を身に付ける
- ・感情や欲求を上手にコントロールできる力を身に付ける

など



拠点校と巡回校

特別支援教室は、以前「情緒障がい等通級指導学級」と呼ばれていました。小学校は平成29年度、中学校は令和3年度から「特別支援教室」として全校に設置しました。(中学校の呼称はI-CLASS) 拠点校は自校を含め、地区内の巡回校を担当します。

拠 点 校	巡 回 校	拠 点 校	巡 回 校
第二瑞光小	瑞光小・第六瑞光小	汐入東小	第三瑞光小・汐入小
第二峡田小	峡田小・第九峡田小	第四峡田小	第五峡田小・第七峡田小
赤土小	尾久小・大門小	尾久宮前小	尾久西小・尾久第六小
第二日暮里小	第三峡田小・第三日暮里小	第六日暮里小	第一日暮里小・ひぐらし小
第五中	一中 三中 南二中 諏訪台	第九中	四中 七中 尾久八幡 原